主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人久保千里の上告理由について。

被告(控訴人、上告人)が本案について答弁書を提出した後原告(被控訴人、被上告人)が訴の取下書を提出し、被告がこれに対する同意を拒絶した場合は、原告の訴の取下は無効と確定し、爾後被告が更めて同意をしても、さきの訴の取下は効力を生じない旨の原審の判断は正当である。所論は独自の見解であつて、採用するに足らない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	池	田		克
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	_
裁判官	Ш	田	作之	助